

公売に関する注意事項

1 入札

- (1) 入札者は、身分証明書を持参してください。
- (2) 入札者は、入札当日に受付で配布する所定の入札書により、売却区分番号ごとに1枚を使用して入札して下さい。
- (3) 代理人により入札される場合は、代理権限を証する委任状と委任者の印鑑証明書を提出して下さい。
- (4) 共同で入札される場合は、共同入札代表者の届出を提出して下さい。
- (5) 公売財産が農地の場合は、農業委員会又は県知事の発行する農地の買受適格証明書を入札前に提出又は呈示をして下さい。
- (6) 入札等を使用とする者（法人の場合は代表者及びその役員）が暴力団等に該当しないこと等を陳述する陳述書を提出してください。なお、入札等をしようとする者が指定許認可等を受けて事業を行っている場合は、指定許認可等を受けていることを証する書類の写しも併せて提出してください。
- (7) 入札に際しては、あらかじめ公売財産や関係公簿等を確認したうえで入札して下さい。

2 買受人の制限

次に掲げる者は、直接、間接を問わず公売財産を買い受けることはできません。

- (1) 国税徴収法第92条（買受人の制限）又は同法第108条第1項（公売実施の適正化のための措置）に該当する方。
- (2) 18歳未満の方。ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除きます。
- (3) 日本語を完全に理解できない方。ただし、その代理人が日本語を理解できる場合は除きます。
- (4) 日本国内に住所、連絡先がいずれもない方。ただし、その代理人が日本国内に住所又は連絡先がある場合を除きます。

3 公売への参加制限

次に掲げる者に該当すると認められる事実がある者は、その事実があった後2年間公売の場所に入ることを制限し、もしくはその場所から退場させ、又は入札等をさせないことがあります。また、これらの者を使用人その他の従業員として使用する者及び入札等の代理人とする者についても同様の取扱いを受けます。

- (1) 入札等をしようとする者の公売への参加もしくは入札等、最高価申込者の決定または、買受人の買受代金の納付を妨げた者
- (2) 公売に際して不当に価額を引き下げる目的をもって連合した者
- (3) 偽りの名義で買受申込みをした者
- (4) 正当な理由がなく、買受代金の納付期限までにその代金を納付しない買受人
- (5) 故意に公売財産を損傷し、その価額を減少させた者
- (6) 上記に掲げる者のほか、公売又は随意契約による売却の実施を妨げる行為をした者

4 開札の方法

入札書は、入札者の面前で開札します。ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にはいないときは、豊橋市役所所属の公売事務を担当していない職員を立ち会わせて開札します。

5 再度入札

開札の結果、入札者がいないとき、または入札価額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札をすることがあります。

6 最高価申込者等の決定

最高価申込者の決定は、公売財産が課税財産であるか否かを問わず入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高の価額である者に対して行います。

7 次順位買受申込者の決定

入札価額が見積価額以上で、かつ最高価申込者に次ぐ入札をした方から、買受けの申込みがあるときは、その方を次順位買受申込者として決定します。ただし、その入札価額は、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上でなければなりません。なお、次順位買受申込者が2名以上いるときは、入札者または公売担当職員による「くじ」で決定します。

8 最高価申込者及び次順位買受申込者とする決定の取消し

国税徴収法第108条第2項及び第5項の規程に該当した場合は、最高価申込者及び次順位買受申込者とする決定を取り消します。

9 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき方が2人以上いる場合には、その方同士により追加入札を行って最高価申込者を決定します。追加入札の価額がなお同額のときは、入札者または公売担当職員による「くじ」で最高価申込者を決定します。なお、追加入札の価額は当初の入札価額以上であることを要します。また、追加入札価額が当初入札価額に満たなかった場合には、その事実があった後2年間、公売への参加を制限し、入札させないことがあります。

10 売却決定

売却決定は公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して行います。また、次順位申込者に対して行う場合は、国税徴収法第113条第2項に掲げる日に行います。

11 買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告に記載した納付期限までに、公売保証金を除いた額を現金で一括してお支払下さい。

12 売却決定の取消し

次に該当する場合は、買受人に対して売却決定を取り消します。

- (1) 買受人が買受代金をその納付の期限までに納付しないとき。
- (2) 公売財産に係る市税の完納の事実が買受人の代金納付前に証明されたとき。

13 公売保証金の返還等

- (1) 公売保証金を納付し、入札したが、最高価申込者とならなかった場合、又は最高価申込者が決定されなかった場合には、公売終了後に公売保証金を返還します。
- (2) 次順位買受申込者に対しては、最高価申込者が買受代金を納付した後に返還します。
- (3) 買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないことにより、売却決定が取り消された場合には、その買受人が納付した公売保証金は、その公売に係る市税に充て、なお残余がある場合にはこれを滞納者に交付します。
- (4) 国税徴収法第108条第2項の処分を受けた者が納付した公売保証金は、豊橋市に帰属します。

14 権利移転に伴う費用

権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税、嘱託書の郵送料等)は買受人の負担となります。

15 権利移転の時期

買受人は公売財産に係る買受代金の全額を納付したときに権利を取得します。ただし、公売財産が農地等である場合には、農業委員会又は都道府県知事の許可もしくは届出の受理があったときに権利を取得します。

16 危険負担の移転時期

買受人が公売財産に係る買受代金の全額を納付したときに危険負担は移転します。ただし、公売財産が農地等である場合には、農業委員会又は都道府県知事の許可もしくは届出の受理があつ

たときに危険負担は移転します。したがって、その後に発生した財産の毀損、盗難、焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。

17 不動産の引渡しの方法

豊橋市は不動産の直接の引渡しは行いません。